

(様式 3)

地方自治法第 250 条の 2 適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課所名	農業政策課	整理番号	1-1
許認可等の種類	農業振興地域整備計画の協議			
根拠法令条例等・条項	農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 4 項			
許認可等の概要	市町村は農業振興地域整備計画を定めようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画については、都道府県知事の同意を得なければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	別紙のとおり			
基準の制定根拠	農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 4 項、農業振興地域制度に関するガイドライン（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号農林水産省構造改善局長通知）第 11 に準拠			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定（事案ごとの裁量が大きいため）			
期間の制定根拠	—			

○ 農業振興地域の整備に関する法律（抜粋）

（市町村の定める農業振興地域整備計画）

第八条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

4 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

○ 農業振興地域制度に関するガイドライン（抜粋）

第 11 法第 8 条関係（市町村の定める農業振興地域整備計画）

1 市町村整備計画の性格等

(1) マスタープラン

農業振興地域整備計画には、農業振興地域の全部又は一部がその区域内にある市町村が策定する市町村整備計画のほか、広域の見地からこれを補完し又はこれに代替して都道府県が策定するもの（以下「都道府県整備計画」という。）があるが、市町村整備計画の農用地利用計画の部分を別とすれば、いずれもその性格はいわゆるマスタープランであり、これを実現するために必要な事業は、これらの計画に基づいてそれぞれ事業ごとに個別の計画が策定され、事業が実施されるものである。

また、国の補助融資等の事業の基本となる「農業振興地域整備の推進について」（平成 14 年 11 月 1 日付け 14 農振第 1179 号農林水産事務次官依命通知）（いわゆるメリット通知）において、「農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策は、基本指針の考え方が反映された農業振興地域整備計画（法第 8 条第 2 項に規定する事項）に基づき計画的かつ集中的に実施されなければならない。」こととしているところである。

なお、市町村整備計画は、一の市町村の区域を越えて農業振興地域を指定する場合であっても、農業振興地域の一部をその区域内に含む市町村がそれぞれの市町村整備計画を策定するものである。この場合、それぞれの市町村の策定する計画が矛盾することとならないよう関係市町村の間で密接な連絡調整を行うことが重要である。

市町村合併により、一の農業振興地域に指定が変更された後においても、一の市町村に複数の市町村整備計画が存在する場合には、速やかに市町村整備計画の統合を行うことが望ましいこと。

(2) 諸計画との調和

市町村整備計画は、基本方針に適合するとともに、第 5 の 3 の (2) の諸計画と調

和し、かつ、地域の農林業者の意向が十分に反映されたものとするのが適当と考えられる。

(3) 農業協同組合等からの意見の聴取

市町村は、市町村整備計画を策定し又は変更するに当たっては、次に掲げる者の意見を聴くこととされているが、この趣旨については、それぞれ次のとおりであると解されること。

① 農業協同組合、土地改良区及び森林組合（農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「令」という。）第3条）

当該団体については、市町村整備計画の推進に必要な農業生産基盤整備、農業近代化施設の整備等の諸施策の実施に関連する団体であり、これらの施策が適切に行われるよう、意見を聴くこととしているものであること。

② 農業委員会（規則第3条の2）

農業委員会については、市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化等農地の利用関係の調整、集団化等構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの施策が適切に行われるよう、意見を聴くこととしているものであること。

(4) 市町村の住民からの意見書の提出

法第11条第1項では、市町村整備計画を策定し又は変更しようとするときは、市町村整備計画の案に当該市町村整備計画を策定し又は変更しようとする理由を記載した書面を添えて縦覧に供することとされ、同条第2項では、市町村の住民は縦覧に供された市町村整備計画の案について意見書を提出することができることとされているが、この趣旨は、農業振興施策や農用地利用計画の策定・変更についての情報公開を促進し、農業振興地域整備計画制度の公正性・透明性の向上を一層図ることにより、地域住民の理解と合意に基づく計画的かつ円滑な農業振興施策の展開を推進しようとするものであることと解されること。

(5) 一体性

市町村整備計画は、法第8条第2項に規定された各事項が、その農業振興地域において総合的に農業の振興を図るために必要なものとして互いに関連をもった一体的なものとするのが適当と考えられる。

(6) 農業振興の方向

市町村整備計画は、おおむね10年を見通し、例えば次のような当該農業振興地域における農業振興の方向を明らかにし、これに即して策定するのが適当と考えられる。

① 地域の概況

立地条件、産業経済の動向、地域の開発構想（建設、産業振興、地域開発等に関する地方公共団体、事業者等の計画又は構想）、土地利用の状況（土地利用現況図）、農業生産及び農業構造の概況、農業関係事業の実施状況（農業生産基盤整備、

農業近代化施設整備)

② 農業振興の基本構想

当該農業振興地域における近代化の方向についての基本的な考え方

③ 農業生産等の目標

重点作目の選定、重点作目の作付面積、家畜飼養頭羽数及び生産量の目標

④ 農業経営等の目標

農家戸数及び農業就業人口の見通し、目標とする営農類型（作目構成、経営面積、家畜飼養頭羽数、労働力及び農業所得）、農業生産組織の活動促進の方針

(7) 市町村整備計画の計画書の様式

市町村整備計画の計画書の様式については、別紙「農業振興地域制度に関する参考様式集」第3に市町村農業振興地域整備計画書参考例を示すので、参考とされたい。

2 農用地利用計画（法第8条第2項第1号）

(1) 土地利用区分の方向

農用地利用計画は、農業振興の基盤となるべき農用地の確保、農業生産基盤の整備の計画的な実施及びその効果の維持保全並びに農業構造の改善の推進を図るため、農業振興地域における農業上の土地利用の計画化をねらいとするものである。したがって、今後相当長期（おおむね10年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地である農用地区域の設定に先立って、次の事項を内容とする土地利用区分の方向を明らかにすることが適当と考えられる。

① 土地利用の方向

現況の農用地を他用途の用地として予定する場合のその土地の利用構想を、当該農業振興地域における土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通しと関連させて明らかにするとともに、併せて農用地区域に含まれない土地を明らかにすることにより農用地区域とする土地の区域のおおよその範囲を示すこと。

② 農業上の土地利用の方向

農業振興の方向で明らかにした農業生産等の目標を前提として、用途別の面積を明らかにするとともに、土地条件をも勘案しつつ用途区分の構想（特別な用途区分を含む。）を明らかにすること。なお、土地利用区分の方向を図化した土地利用区分構想図を添付すること。

(2) 農用地利用計画の表示

農用地利用計画の表示は、規則第4条に定めるところにより、特定の土地が農用地区域に含まれているか否か、どの用途に区分されているかが明らかとなるよう、その表示に当たっては、次の事項に留意することが適当と考えられる。

ア 一定の地物、施設、工作物

規則第4条の「一定の地物、施設、工作物」とは、例えば、道路、鉄道、河川、

水路、建築物等をいうが、固定的でなく容易に移設又は移動できるものは不適当であること。

イ 平面図

表示の手段として平面図を用いる場合の平面図の縮尺は、おおむね 500 分の 1 ないし 2,500 分の 1 程度であること。

ウ 表示の時点

表示に当たっては、表示の時点を附記すること。

エ 附図

附図としては、農用地区域及び用途区分された土地の区域のおおよその範囲を明らかにした図面（1 万分の 1 ないし 5 万分の 1）を添付すること。

なお、農用地区域の表示を検討する際には、法第 10 条第 3 項各号のいずれに該当するかについても考慮することが適当と考えられること。

3 市町村整備計画に定める農用地利用計画以外の事項

(1) 農業生産基盤の整備開発計画（法第 8 条第 2 項第 2 号）

① 記載事項

法第 8 条第 2 項第 2 号の「農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項」に係る計画の記載事項としては、次のものが考えられる。

ア 農業生産基盤の整備及び開発の方向

当該農業振興地域における農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産基盤の整備及び開発についての構想

イ 事業の種類

用水改良、排水改良、区画整理、農道（牧道、索道）整備、暗きょ排水、客土、農用地造成等の事業の種類。なお、当然のことながら事業の種類は、現行の補助事業にとらわれず、市町村独自のものを記載しても差し支えない。

ウ 事業の概要

事業の種類ごとの主要工事の内容

エ 受益地域の範囲

事業の種類ごとのおおよその受益地域の所在とその面積。なお、その受益地が数団地に分かれる場合は、団地ごとに記載すること。

オ 他事業との関連

農業振興地域整備基本方針で明らかにしてある広域的な見地から行うことが相当な農業生産基盤の整備、開発に関する構想並びに現に実施中であるか、又は実施が計画されている広域的な農業生産基盤整備事業及び治水、発電、上水道、一般道路等の事業との関連

カ 附図

事業種類ごとのおおよその受益範囲を示した図面

② 諸計画との調和

本計画は、原則として農用地区域を対象として用途区分に照応して定め、河川、道路等に関する国、地方公共団体等の計画と矛盾しないように配慮することが適当と考えられる。

(2) 農用地等の保全計画（法第8条第2項第2号の2）

法第8条第2項第2号の2の「農用地等の保全に関する事項」に係る計画の記載事項としては、次のものが考えられる。

ア 農用地等の保全の方向

当該農業振興地域における農地の保全のための農業生産基盤の整備開発や農用地等としての機能低下を防止するための活動についての構想

イ 農用地等の保全のための事業

農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための排水施設・防災ダム等の防災施設整備などの自然災害等による悪影響を除去するために行う事業やほ場整備事業等による荒廃農地等の整備・復旧について、(1)と同様の事項

ウ 農用地等の保全の活動

農地中間管理機構等による農用地等の管理耕作等への支援や効率的かつ安定的な農業経営を営む者への利用集積の促進、基金造成や集落協定に基づく棚田等の持続的な保全活動といった耕作放棄や管理不十分による農用地等としての機能低下を防止するための活動及び中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する活動の観点からの直接支払いの実施についての内容

(3) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画（法第8条第2項第3号）

法第8条第2項第3号の「農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項」に係る計画の記載事項としては、次のものが考えられる。

ア 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向
当該地域における農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための農用地等の流動化、農作業の受委託、農作業の共同化、地力の維持増進等の誘導方向（必要に応じ、地域を区分すること。）。なお、この場合、数値又はその基本的考え方も併せて記載すること。

また、農業経営の規模の拡大に係る誘導方向については、営農類型別に戸数、規模、作目構成等をもって目標となる農業経営を明らかにした上で定めることが望ましいこと。特に、農業生産と食品産業との連携を図りつつ、需要に即応した原材料の安定供給に努めることが一層重要となってきたことにかんがみ、加

工原材料用の農産物を生産する地域においては、当該作目に係る農業経営を別途記載すること。

イ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策アの誘導方向を実現するため、次の a から g までに掲げる方策等のうち、推進しようとする方策。

なお、当該地域において重点的に講ずべき方策ごとに、必要な調査及び広報活動、対象とする者及び地域の範囲、方策推進に当たって指導的役割を果たすべき者等を記載すること。

また、混牧林利用等林地の農業的利用を効率的に行うために必要な土地利用調整方策も併せて記載すること。

a 認定農業者等の育成対策

b 農用地の集団化対策

c 農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業、農地移動適正化あっせん事業等農用地の流動化対策

d 農作業の受委託の促進対策

e 農作業の共同化対策

f 農業生産組織の活動促進対策

g 地力の維持増進対策

(4) 農業近代化施設の整備計画（法第 8 条第 2 項第 4 号）

① 記載事項

法第 8 条第 2 項第 4 号の「農業近代化のための施設の整備に関する事項」に係る計画の記載事項としては、次のものが考えられる。

ア 農業近代化施設の整備の方向

農業振興の方向を前提として重点作物別の農業生産工程の分担の在り方（営農集団又は営農集団を超える広域単位がそれぞれ分担する生産工程等）、農業生産組織及び生産から流通加工に至る一体的な施設整備の構想

イ 施設の種類

共同栽培管理施設（農業機械、育苗施設、温室管理施設、れき耕施設等）、共同集出荷貯蔵施設（集荷所、貯蔵所、集乳所等）、共同処理加工施設（穀類乾燥調整施設、乾燥施設、加工施設、畜産物処理所等）、共同飼料供給施設（農業機械、飼料調整貯蔵運搬施設等）、共同飼養管理施設（畜舎、家畜用水施設、放牧施設、家畜管理所等）等の種類。なお、施設は、現行の補助事業にとらわれず、市町村独自のものを記載しても差し支えない。

ウ 施設の位置及び規模

当該施設を設置しようとする場所の字名及びおおよその処理能力、設置台数、飼養頭羽数等

エ 施設の受益範囲

当該施設のおおよその利用農家数及び受益面積

オ 施設の利用組織

当該施設を利用する場合の組織

カ 附図

附図としては、施設のおおよその設置場所と受益範囲を示した図面（施設の用に供される土地を規則第4条の5第2項の規定により、法第10条第3項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれないものとするときは、施設の区域を示したおおむね2,500分の1ないし5,000分の1程度の図面についても添付すること。）

② 留意事項本計画を定めるに当たっては、次のことに留意することが適当と考えられる。

ア 受益者

本計画は、主として当該農業振興地域における重点的な作目に係る農業生産及び農産物の流通加工に関する共同利用施設を定めるもので、その受益者は、主として農用地区域内の農用地等を利用する農家であること。

イ 組織の整備

本計画は、単に既存の営農、集出荷、加工組織を前提とした整備を図るにとどまらず、当該農業振興地域の農業振興の方向に対応した組織の整備を前提として施設の整備を図るよう定めること。

ウ 施設相互間の関連

本計画は、本計画に係る施設が当該農業振興地域における重点的な作目の生産、集出荷又は加工の合理化を図る観点から施設相互間で総合的な関連をもつように定めること。

エ 既存施設との調整

本計画の対象とする施設は、技術的に安定性が高く、当該農業振興地域において整備の緊要度が高いものであって、既存の同種施設との調和及び調整が図られたものであること。

(5) 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画（法第8条第2項第4号の2）

法第8条第2項第4号の2の「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」に係る計画の記載事項としては、次のものが考えられる。

ア 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

新規就農者を確保するための、技術習得、情報提供等の施策の基盤となる研修施設や情報通信施設等の構想

イ 施設の種類

a 農作業体験施設、就農支援施設、農業情報に係る情報通信施設及びこれに類

する施設

- b 農業を担うべき者及びその家族が利用する福祉施設並びに医療施設
- c 「農業従事者及び就農希望者のうち研修を受け将来にわたって農業に従事することが確実な者」の居住のための一団地の住宅施設であって、他の「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設」の整備・活用と一体となって整備されるもの

ただし、都市計画法に基づく用途地域による規制が必要となるような大規模又は複合的な施設は該当しないと考えられること。

ウ 施設の位置及び規模

当該施設を設置しようとする場所の字名及びおおよその利用者数等

エ その他農業を担うべき者の支援の活動

イの施設の整備以外の、農業の技術・知識の習得、就農準備等に必要な資金手当、生産基盤となる農地の円滑な取得、就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制、将来の効率的かつ安定的な農業経営を営む者の確保等の観点からの農業教育の推進などの各種支援施策の内容

オ 附図

附図としては、施設のおおよその設置場所と受益範囲を示した図面（施設の用に供される土地を規則第4条の5第2項の規定により、法第10条第3項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれないものとするときは、施設の区域を示したおおよそ2,500分の1ないし5,000分の1程度の図面についても添付すること。）

(6) 農業従事者の安定的な就業の促進計画（法第8条第2項第5号）

① 記載事項

法第8条第2項第5号の「農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの」に係る計画は、農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るためには、併せて、農業従事者の不安定な就業形態を解消し、安定的な就業機会の確保を図ることが必要かつ有効であるとの観点から定めるものであり、その記載事項としては、次のものが考えられる。

ア 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

当該地域において(3)の計画と相まって推進する必要がある農業従事者の安定的な就業の促進の目標

イ 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

アの目標を実現するため、次の方策等のうち、推進しようとする方策

- a 就業先となるべき事業に係る施設
- b 農業従事者の就業意向等を把握するための対策

- c 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策
 - d 農村産業法等に基づく計画の達成を図るための対策
 - e 企業等進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策
 - f 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策
 - g 上記対策を円滑に推進するための体制整備に関する対策
- なお、農村産業法に基づく計画等地域における就業機会の確保に資する計画がある場合には、これらの計画との関連についても併せて記載すること。

ウ 施設の位置及び規模

就業先となるべき事業に係る施設を設置しようとする場所の字名及びおおよその就業者数（うち農業従事者数）等

当該施設としては、工場、流通業務施設に関するものが該当するが、都市計画法に基づく用途地域による規制が必要となるような大規模又は複合的な施設の整備はなじまないこと。

エ 附図

附図としては、施設のおおよその設置場所と受益範囲を示した図面（施設の用に供される土地を規則第4条の5第2項の規定により、法第10条第3項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれないものとするときは、施設の区域を示したおおよそ2,500分の1ないし5,000分の1程度の図面についても添付すること。）

② 留意事項

本計画を定めるに当たっては、次のことに留意することが適当と考えられる。

ア 就業の目標

農業従事者の安定的な就業の目標は、地域における産業経済の動向等を踏まえ、不安定兼業に従事している農業従事者の実態の把握等を行った上で定めること。当該目標は、必要に応じて、安定就業の形態別又は産業別若しくは業種別に定めること。

イ 就業の促進を図るための方策

就業の促進を図るための方策については、当該地域において重点的に講ずべき方策ごとに、実施時期、方策推進に当たって指導的役割を果たすべき者等を定めるとともに、必要に応じて、方策が主として対象とする産業又は業種を定めること。

ウ 地場産業

地場産業への就業機会の確保対策を定める場合には、地場産業の振興等に関する国、都道府県又は市町村の定める計画との調和及び調整に十分留意すること。

エ 推進組織

諸対策を円滑に推進するための体制整備の例としては、市町村において、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会等関連諸団体が構成される推進組織の設置が考えられること。

(7) 生活環境施設の整備計画（法第8条第2項第6号）

① 記載事項

法第8条第2項第6号の「農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項」に係る計画は、農村地域における兼業化、混在化等の進展に伴い、地域の農業構造の改善を促進していくためには、良好な生活環境を確保するための施設整備を行うことが重要であるとの観点から定めるものであるが、その記載事項としては、次のものが考えられる。

ア 生活環境施設の整備の目標

優良農地の確保に十分配慮した施設整備の構想

イ 生活環境施設の種類

集会施設、農村公園、農村広場等の施設名。なお、当然のことながら、施設の種類のほか、現行の補助事業にとらわれず、市町村独自のものを記載して差し支えないこと。

ウ 生活環境施設の位置及び規模

当該施設を設置しようとする場所の字名及びおおよその規模等

エ その他の施設の整備に係る事業との関連

現に実施中であるか、又は実施が計画されている農業集落排水事業、農道整備事業、一般道路整備事業等、他の事業との関連

オ 附図

附図としては、施設のおおよその設置場所と受益範囲を示した図面（施設の用に供される土地を規則第4条の5第2項の規定により、法第10条第3項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれないものとするときは、施設の区域を示したおおよそ2,500分の1ないし5,000分の1程度の図面についても添付すること。）

② 留意事項

本計画を定めるに当たっては、次のことに留意することが適当と考えられる。

ア 定住条件の整備等

本計画は、地域における農業構造の改善を促進する観点から定めるものとするが、併せて、地域における定住条件の整備及び農業後継者の確保にも資するものとなるよう配慮すること。

イ 地域居住者の生活環境

本計画においては、良好な生活環境を確保するための施設のうち、その受益者

が主として農業従事者であるものを対象とするが、併せて、農業従事者以外の地域居住者に係る良好な生活環境の確保についても配慮すること。

ウ 効率的かつ適切な利用

本計画においては、生活環境施設がその整備の目的に即して効率的かつ適切に利用されるように定めることとされていること（法第10条第5項）。

(8) 森林の整備その他林業の振興との関連（法第8条第3項）

本計画を定めるに当たっては、次のことに留意することが適当と考えられる。

① 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する地域

農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する地域とは、一般的には、山村振興法（昭和40年法律第64号）により振興山村の指定を受けている地域、市町村森林整備計画を策定しているか又は策定することが確実である地域を含む農業振興地域を指すので、原則としてこれらの農業振興地域では、林業振興の実態を踏まえ、森林の整備その他林業の振興との関連を定めること。

② 森林の整備その他林業の振興との関連に係る事項

森林の整備その他林業の振興との関連に係る事項の例としては、次に掲げるものが考えられるが、その他地域の実情に応じた事項を定めること。

ア 農道及び林道の一体的整備（法第8条第2項第2号の計画事項関連）

イ 林間放牧の推進（法第8条第2項第3号の計画事項関連）

ウ 間伐材を用いた畜舎の整備及びパークたい肥の活用促進のための施設整備（法第8条第2項第4号の計画事項関連）

エ 農林地を一体とした観光的利用の促進による就業機会の確保（法第8条第2項第5号の計画事項関連）

オ 農家と林家を一体的に捉えた生活環境施設の整備（法第8条第2項第6号の計画事項関連）

③ 関連としての事項

この事項は、独立した計画事項ではないので、法第8条第2項第2号から第6号までに掲げる事項に係る計画を定める際に、それぞれの事項に係る計画ごとにその関連を定めるものであること。

④ 森林の整備その他林業の振興方向の把握

森林の整備その他林業の振興の方向につき、地域森林計画、市町村森林整備計画、林業生産流通総合対策事業計画等によりその内容を十分把握するとともに、その内容に即したものとなるように定めるものとするほか、必要に応じて、地域林業の中核的担い手である森林組合等を通じてその実状を把握することにより、本事項の実効性を期するものであること。

4 市町村整備計画の都道府県知事との協議

(1) 事前相談

市町村は、市町村整備計画の策定又は変更にあたって、事務の円滑な処理を図る観点から、市町村整備計画の案について必要に応じて都道府県に対し事前の相談を行うことが望ましい。

(2) 都道府県関係団体との調整

都道府県知事は、市町村整備計画の協議に対する回答を行うにあたっては、関係部局間の連絡調整を円滑に行うとともに、都道府県農林業団体、都道府県都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他都道府県の関係団体をそれぞれ代表する者等から必要に応じ幅広く意見を求めることが望ましい。

5 その他留意事項

上記のほか、市町村整備計画の策定又は変更にあたっては、次の事項に留意することが望ましい。

(1) 農用地利用計画（法第8条第2項第1号）関係① 両立し得る農業を行い得ない土地

次の地区等に含まれる土地であって、その設定の趣旨と両立し得る農業を行い得ないものについては、農用地区域に含まれないこと。

ア 自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園又は国定公園の特別保護地区以外の特別地域

イ 森林法（昭和26年法律第249号）の保安林若しくは保安施設地区又は同予定地区及び全国森林計画において特定保安林の指定が計画されている土地の区域

② 工場適地

工場立地法（昭和34年法律第24号）の調査対象地区内の団地で、農林水産省と経済産業省との間で協議を了して工場又は事業場の立地に適当であるとされているものについては、農用地区域に含まれないこと。

③ 都市計画施設

現に農用地区域に設定されていない土地について、新たに農用地区域を設定しようとする場合において、既に都市計画において定められている都市施設の用に供される土地については、農用地区域に含まれないこと。

④ 下水道事業計画

現に農用地区域に設定されていない土地について、新たに農用地区域を設定しようとする場合において、既に下水道法に基づく事業計画において定められている下水道の用に供される土地については、農用地区域に含まれないこと。

⑤ 市民農園施設

市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項第2号に規定する市民農園施設のうち、農地の保全又は利用上必要な施設である、園内道路、柵及び給水施設については、農用地区域として定める土地である集団的に存在する農用地及

び土地改良事業等の施行に係る区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地（法第 10 条第 3 項第 3 号）に該当すること。

⑥ 農業用施設用地

市街化調整区域において、規則第 1 条第 3 号の製造又は販売の用に供する施設で、都市計画法第 29 条又は第 43 条第 1 項の許可が見込まれないものについては、市町村整備計画に定めることは適当ではないこと。

⑦ 都市計画担当部局との調整

都道府県農林担当部局は、都市計画区域内において農用地区域の設定又は変更の協議の回答をしようとする場合において、当該都市計画区域が市街化区域及び市街化調整区域との区分を行わないものであるときは、十分検討可能な期間を考慮して、都道府県都市計画担当部局と必要な調整を図ること。

なお、都道府県農林担当部局は、その都市計画区域が市街化調整区域とされている場合であって、当該市街化調整区域における整備、開発又は保全の方針との調和を図るため必要があると認められるときは、都道府県都市計画担当部局に連絡し調整を図ること。

⑧ 防衛施設局への連絡

市町村は、農用地区域の設定に当たっては、法第 11 条第 10 項に該当しない場合においても、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律第 101 号）第 2 条第 2 項に規定する防衛施設及びその隣接地域に係るものであるときは、同法第 2 章の規定の趣旨にかんがみ、防衛施設局に連絡し必要な調整を図ること。

⑨ 河川管理者等との調整

市町村及び都道府県は、次に掲げる土地であって当該土地の区域の設定の趣旨と両立し得る農業を行い得るものについて、新たに農用地区域の設定を行う場合にあっては、当該土地の区域の管理者等と調整し、市町村整備計画の実施に支障がないことを確認してから行うこと。

ア 河川法による河川区域又は河川予定地

イ 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）による海岸保全区域

ウ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）による砂防指定地

エ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）による地すべり防止区域

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）による急傾斜地崩壊危険区域

(2) 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画（法第 8 条第 2 項第 3 号）関係

「農業上の利用の調整」には、農用地又は農用地等とすることが適当な土地の利用と農林業以外の土地利用との調整を含まないこと。

(3) 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画（法第 8 条第 2 項第 4 号の 2）関

係

① 定めない施設

本計画には次の施設は含まれないこと。

- a 工場
- b ショッピングセンター、ショッピングモール等小売店舗その他の商業施設
- c ゲレンデスキー場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスコート、マリーナ、フィットネス施設、ダイビング施設
- d 学習塾、カルチャーセンター（農作業体験及びそれに付随するものを除く。）
- e 遊園地
- f ホテル、旅館

② 福祉施設

本計画に福祉施設の整備を盛り込むに当たっては、

- ア 老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画
- イ 介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画
- ウ 障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画等の市町村における保健福祉に関する計画との調和が保たれたものとなるよう、関係部局相互間の連絡調整を図ること。

③ 地区計画の活用

農業を担うべき者の育成及び確保のための施設を定める場合、必要に応じ、都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号の地区計画を定めることが望ましく、また、同法第 29 条に基づく開発許可又は同法第 43 条第 1 項に基づく建築許可がなされる見込みがない施設については定めないこと。

④ 住宅担当部局との調整

市町村農林担当部局は、市町村整備計画の策定又は変更にあたって、本計画において住宅施設の整備に関する事項を記載する場合には、市町村住宅担当部局と必要な調整を図ること。

また、都道府県農林担当部局は、市町村整備計画の策定又は変更に係る協議の回答にあたって、本計画において住宅施設の整備に関する事項を含む場合には、都道府県住宅担当部局と必要な調整を図ること。

⑤ 職業安定・職業訓練部局との調整

市町村農林担当部局は、市町村整備計画の策定又は変更にあたっては、本計画について、市町村職業安定・職業訓練部局と十分調整すること。また、都道府県農林担当部局は、市町村整備計画の策定又は変更に係る協議の回答にあたって、本計画について、都道府県職業安定・職業訓練部局と必要な調整を図ること。

(4) 農業従事者の安定的な就業の促進計画（法第 8 条第 2 項第 5 号）関係

① 地区計画の活用

農業従事者の安定的な就業の促進のための施設を定める場合、必要に応じ、都市計画法第12条の4第1項第1号の地区計画を定めることが望ましく、また、同法第29条に基づく開発許可又は同法第43条第1項に基づく建築許可がなされる見込みがない施設については定めないこと。

② 職業安定・商工担当部局等との調整

市町村農林担当部局は、本計画の策定又は変更にあたっては、本計画について、市町村職業安定・職業訓練部局と十分調整すること。

また、都道府県農林担当部局は、市町村整備計画の策定又は変更に係る協議の回答にあたって、本計画について、都道府県職業安定・職業訓練部局及び商工担当部局と必要な調整を図ること。

(5) 生活環境施設の整備計画（法第8条第2項第6号）関係

① 配慮事項

本計画を定めるにあたっては、次の事項に配慮すること。

ア 公園、緑地、広場

公園、緑地、広場の整備に関する事項は、当該市町村に居住する主として農業従事者の日常的健康増進といこいの場を提供することを目的としたものであること。

イ 定めない施設

次の施設の整備に関する事項は、含まれないこと。

- a 都市公園法の都市公園
- b 下水道法の公共下水道、流域下水道及び都市下水路
- c 道路法の道路
- d 河川法が適用され、又は準用される河川その他の河川
- e 社会福祉事業に係る施設、保健衛生施設、医療施設等及び運輸行政に関する事業に係る施設

② 農業用道路及び農業集落排水施設

農業用道路及び農業集落排水施設の整備については、法第8条第2項第2号に掲げる事項に、また、農業廃棄物処理施設の整備については、法第8条第2項第4号に掲げる事項において定めること。

③ 一般廃棄物の処理

市町村農林担当部局は、一般廃棄物の処理に関連を有する事項を定める場合には、市町村一般廃棄物担当部局と連絡調整し、また、都道府県知事は、一般廃棄物の処理に関連を有する事項を含む市町村整備計画の協議の回答にあたっては、当該事項が市町村の事務であることにかんがみ、当該計画に係る事項を尊重すること。

④ 産業廃棄物の処理

都道府県農林担当部局は、市町村整備計画の策定又は変更に係る協議の回答にあたって、本計画において産業廃棄物の処理に関連を有する事項を含む場合には、都

道府県産業廃棄物担当部局と必要な調整を図ること。

⑤ 林業担当部局との調整

都道府県農業担当部局は、市町村整備計画の策定又は変更に係る協議の回答に当たって、森林法による保安林、保安施設地区、保安林予定森林及び保安施設地区予定地区の区域内において本計画の施設を設置する計画を含む場合には、都道府県林業担当部局と必要な調整を図ること。

(6) 森林の整備その他林業の振興との関連（法第8条第3項）関係

市町村農業担当部局は、本事項を含む市町村整備計画の策定又は変更を行う場合には、市町村林業担当部局と必要な調整を図ること。

また、都道府県農業担当部局は、市町村整備計画の策定又は変更に係る協議の回答に当たって、市町村整備計画に本事項を含む場合には、都道府県林業担当部局と必要な調整を図ること。

(7) その他

① 教育委員会への連絡

都道府県農林担当部局は、史跡名勝天然記念物の所在する土地又は埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地について、市町村整備計画の策定又は変更の協議の回答をするに当たって、当該計画が法第8条第2項第1号及び第2号に関するものであるときは、都道府県教育委員会に連絡し必要な調整を図ること。

② 都市計画・開発許可担当部局との調整

市町村農林担当部局は、市町村整備計画（法第8条第2項第4号の2及び第5号に関するものに限る。）の策定又は変更に当たって、都市計画等との調整の観点から必要があると認めるときは、市町村都市計画担当部局及び開発許可担当部局と調整を図ること。

また、都道府県農林担当部局は、上記の市町村整備計画の策定又は変更に係る協議の回答に当たって、都道府県都市計画担当部局及び開発許可担当部局と必要な調整を図ること。

③ 中心市街地活性化基本計画との調和

市町村整備計画の策定又は変更に当たっては、市町村整備計画と中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第1項に基づく基本計画とを、相互に調和のとれた計画とするよう配慮すること。

④ 自然公園担当部局との調整

都道府県農林担当部局は、国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園の区域内の土地について、市町村整備計画の策定又は変更の協議の回答をするに当たって、都道府県自然公園担当部局に連絡し必要な調整を図ること。

⑤ 森林管理局との調整

都道府県知事は、市町村整備計画の策定又は変更の協議の回答に当たって、当該

計画に係る農業振興地域に国有林野が含まれるときは、その計画のうち国有林野に関連する部分について当該国有林野を管轄する森林管理局（分局）長に連絡し必要な調整を図ること。

⑥ 市町村関係団体との調整

市町村長は、市町村整備計画の策定又は変更に当たっては、関係部局間の連絡調整を円滑に行うとともに、法令に定めるほか、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体、自治会及び集落代表者等から必要に応じ幅広く意見を求めること。特に、地域の商工業の振興の関連から必要があると認めるときは、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体から意見を聴くこと。